

## 新型コロナウイルス感染症対策の緊急を要する強化に関する意見書

新型コロナウイルスの感染の急拡大により、東大和市では、9月6日現在、療養者総数132人のうち、入院中37人、宿泊療養13人、自宅療養77人、入院等調整中5人に至っている。

報道によれば、発症直後に受入れ可能な医療機関が見つからないまま、自宅等での「療養」を指示されたまま入院先が見つからず、重篤化する事例が数多く報告され、死亡例も報じられている。文字どおり命の危険にさらされており、緊急事態に見合う以下の対応を速やかに行うよう国・東京都に求める。

### 記

- 1 家庭内における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、著しく感染が拡大している地域においては、中等症以上の症状の方々が速やかに入院できる医療提供体制の確保など、症状に応じた必要な医療を提供すること。
- 2 医療機能を強化した宿泊療養施設や臨時の医療施設などを多摩地域に増設・確保すること。また、訪問診療等を受けられる体制を整備すること。
- 3 厚生労働省の事務連絡に沿って、東京都と保健所が新型コロナウイルス感染症の患者の情報を市と共有し、市と連携して自宅療養者の命と健康、暮らしを守る支援・保護を進めること。
- 4 国の方針に沿って、小中学校等での教職員の頻回検査や感染者が出た場合の同一クラス、同一部活などの全員検査、常時換気や不織布マスクの徹底、分散登校やオンライン授業などの柔軟な運営など、感染拡大防止対策を徹底すること。
- 5 ワクチンが未接種の10代、20代、30代の若年世代へのワクチン接種体制を強化し、希望する全ての方へのワクチンの迅速かつ安全な接種を行うとともに、PCR等の検査を強化すること。
- 6 全ての事業者や都民に対して、国や東京都の協力要請に応じていただくために、自粛に対する十分な補償など、暮らしと雇用、営業が継続できる支援を強化すること。
- 7 これらの実施のために必要な財源を国・東京都において確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決日) 令和3年9月17日

(送付日) 令和3年9月21日

(送付先) 内閣総理大臣、東京都知事